

芦屋市産後ケア事業のご案内

令和2年4月1日より、出産後に家族等から十分な家事及び育児のサポートを受けることが困難で支援が必要な場合、市立芦屋病院で宿泊や通所による心身のケアや健康管理を行う『産後ケア』を受けていただけるようになりました。

◇ 対 象 ①～④すべてに該当し、医療の必要がないかた

- ①芦屋市に住民票がある
- ②出産後4か月以内の母子である
- ③家族等から十分な家事・育児のサポートを受けることが困難である
- ④支援が必要な状態である

(例)・産後の身体の回復に不安がある・育児に不安がある
・休養や栄養など生活面で相談を必要とする等のかた

※利用希望者には、保健師がご家庭等へ訪問し、ご様子をお伺いします。

◇ 場 所 市立芦屋病院 (個室利用)

- ◇ 時 間 宿泊型：午前10時～最終日の午後3時 食事提供4回(1泊2日の場合)
通所型：午前10時～当日の午後4時 食事提供1回

◇ 自己負担額 (1日あたり)

	宿泊型	通所型
生活保護世帯	1,500円	1,000円
市民税非課税世帯	3,000円	2,500円
一般世帯	7,000円	6,500円
夫と妻の合算所得が730万円以上	11,000円	10,500円
多胎のとき乳児一人につき	1,500円	500円

(例)

一般世帯が、1泊2日で
宿泊型をご利用されると
自己負担額は14,000円

◇ 利用可能回数 宿泊型、通所型あわせて7日以内

- ◇ 申し込み 芦屋市保健センター 芦屋市呉川町14-9
TEL0797-31-1586 FAX0797-31-1018

申請方法と流れ

◇ 申請・お問合せ先

芦屋市保健センター

芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター3階

平日午前9時～午後5時30分受付

◇ 申請から利用後までの流れ

- ① 保健センターに来所または電話で、ご連絡ください。
- ② まずは、保健師がご家庭に訪問し相談のうえ、「芦屋市産後ケア事業利用申請書」を受け取ります。
- ③ 利用の可否について決定した後に、「芦屋市産後ケア事業利用承認決定通知書」をお送りします。
- ④ 「芦屋市産後ケア事業利用承認決定通知書」に記載されている自己負担額を、保健センターの窓口でお支払いください。「利用予約票」を発行します。
- ⑤ 市立芦屋病院で産後ケア事業を利用します。
- ⑥ 産後ケア事業利用終了後に、保健師がご家庭に訪問しますので、ご様子をお聞かせください。

ご利用になる際の注意事項

- * 産後ケア事業はご自宅での育児に向けて、助産師や看護師等の専門職から指導やアドバイス・相談を実施するサービスです。そのため基本は母子同室となり、お子さんのお預かりは原則実施していません。
- * 市立芦屋病院への交通費や物品の購入等は実費負担となります。
- * 利用中の外出は、市立芦屋病院の許可が必要です。
- * ご家族の同伴や宿泊は、原則対応していません。
- * 医療行為は実施しませんが、緊急時に備えて母子の医療保険証と乳児医療証をお持ちください。

芦屋市は子育て中の皆様を応援しています !!

- ◇ 産後 2 か月～3 か月頃に、看護師等の専門職が家庭訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を、赤ちゃんのいるご家庭全戸に実施しています。希望の方には、訪問時期を早めたり、里帰りからの帰宅後に遅らせたりすることが可能です。
- ◇ 子育て世代包括支援センターでは保健師、保健センターでは保健師や管理栄養士による電話等の相談を平日 9:00～17:30 の間、随時受け付けています。
- ◇ 子ども家庭総合支援室では、子育てに悩んだときに子ども家庭支援員が、子どもとその家族をサポートします。平日 9:00～17:30 の間にご相談ください。

子どもが健やかに育つよう、お父さんお母さんをはじめ、ご家族と地域が協力して子育てしましょう。